

鳥取県男女協働未来創造活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県男女協働未来創造活動支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県内で活動する団体、グループ等（以下「団体等」という。）が、「みんなで話彩や（はなさいや）チーム」が行う「話彩やトーク」等の機会で把握した課題等を踏まえて、若者や女性をはじめ誰もが働きやすい職場づくり、暮らしやすい地域づくりのための実践活動を自ら企画し開催する取組を支援することにより、課題解決の実証モデル化と横展開に繋げるとともに、性にかかわりなく県民一人一人の価値観や考え方、多様な生き方が尊重される社会づくりに向けた意識醸成を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる団体等に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第4欄に定める額を限度とし、千円未満の端数は切り捨てた額とする。）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(事業実施計画書の提出)

第4条 本補助金の交付を希望する団体等は、鳥取県男女協働未来創造本部県民運動課長（以下「課長」という。）が別に定める日までに様式第1号及び様式第2号により事業実施計画書（以下「計画書」という。）を課長に提出しなければならない。

(計画書の審査)

第5条 前条の規定に基づき提出された計画書は、男女協働未来創造活動支援補助金審査会において審査を行う。2 前項の審査に必要な審査基準は、課長が別に定める。

(対象事業の決定)

第6条 課長は、第4条の規定に基づき提出された計画書について、前条第1項による審査の結果を基に、予算の範囲内で本補助金を交付すべき対象事業を決定し、計画書を提出した団体等に結果を通知する。

(交付申請の時期等)

第7条 前条により決定された本補助金を交付すべき対象事業を行おうとする団体等は、課長が別に定める日までに本補助金の交付申請を行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同様式第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第8条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第9条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次の各号に定めるもの以外の変更とする。

- （1）本補助金の増額を伴う変更

- （2）事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

- 2 第8条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- （1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と、当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

- （2）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日とする。

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑則）

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月10日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	鳥取県性にかかわりなく誰もが共同参画できる社会づくり計画における「施策の基本的方向」、又は第2次鳥取県女性活躍推進計画における「施策の方向性」に関連する取組であって、「話彩やトーク」で生まれた施策ニーズなど、固定的な性別役割分担意識をはじめとした地域や職場で弊害を生む価値観の変容、因習の解消、制度の見直し等に繋げる企業や住民活動による改善の取組に係る事業
2 事業実施主体	<p>次の要件を全て満たす、本補助金交付要綱第2条の交付目的に沿う活動を行う団体等とする。</p> <p>なお、法人格の有無は問わず、また、複数の団体等と協働する者を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 3人以上で組織する団体等であること。 (2) 事業実施に当たり、事業実施体制及び県との連絡調整を円滑に行うことができる体制を有するものであること。 (3) 政治活動・宗教活動、または営利を目的とした活動ではないこと。 (4) 同一事業で他機関等の補助・助成又は委託を受けていないこと。 (5) 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団員の統制下にないこと。 <p>※ただし、同一団体等による本事業の実施は、複数の団体等が協働して事業実施の構成員となる場合を含め、同一年度に1回限りとする。</p>
3 補助対象経費	<p>補助事業を実施するために必要と県が認める経費（講師謝金・旅費、会場等借上料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、託児費など）。</p> <p>なお、団体等の運営に係る経常的な経費、人件費、団体等構成員に対する個人給付的な経費、食糧費（事業実施に必要不可欠なものは除く）等、交付対象として不適当と認められる経費は対象としない。</p>
4 補助率	10／10（限度額100千円）

令和 年度 鳥取県男女協働未来創造活動支援事業実施計画書（報告書）

年 月 日

1 団体等の概要

団体等の名称	
代表者	(職名) (氏名)
所在地	〒
構成員数	人 (年 月 日現在)
担当者連絡先	(職名) (氏名)
	(電話) (FAX)
	(Eメール)
これまでの活動状況等	※これまでに性別によるアンコンシャス・バイアスへの気づき促進や固定的性別役割分担意識の解消、若者や女性をはじめ誰もが働きやすい職場・暮らしやすい地域づくりに資する取組などの活動実績がある場合は、その概要について記入してください。（実施年度、事業概要、その他）
共同実施企業・団体 ※事業を複数団体等で実施する場合	(団体等の名称) (所在地)
	(団体等の名称) (所在地)
	(団体等の名称) (所在地)

2 事業概要

(注) 下記の内容について、様式は別葉又は別紙としても構いません。

事業名	※事業内容を的確に表現したわかりやすい名称
実施日時	※実施予定時期を記載
参加見込人数	※概ねの参加見込人数を記載
開催場所	※会場が決まっていなければ、開催予定の市町村の名称を記載
事業の目的・背景	
具体的な実施内容	※計画している実施内容、対象者、参加者募集方法等を具体的に記載
事業の効果等	※今回の事業実施により、どのような効果を見込んでいるか等を記載

3 実施スケジュール

(注) 下記の内容について、様式は別葉又は別紙としても構いません。

時期	内容
	※事業実施までの内容を時期ごとに記載（「1月中旬」などの記載でも可）

4 実施体制

(注) 下記の内容について、様式は別葉又は別紙としても構いません。

※実施にあたってのスタッフ体制や役割について記載

5 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

6 消費税の取り扱い

※該当するいずれかに○をしてください。

（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

7 県計画との関連性

(注) 補助事業内容に関連する県計画に○印を付してください。

○鳥取県性にかかわりなく誰もが共同参画できる社会づくり計画

基本テーマA 誰もが活躍できる環境づくり
重点目標1 働く場における女性の活躍推進
施策の基本的方向1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
施策の基本的方向2 一人一人が能力を発揮できる職場環境づくり
施策の基本的方向3 農林水産業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進
重点目標2 地域・社会活動における女性の活躍推進
施策の基本的方向1 議会・審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進
施策の基本的方向2 地域活動における男女共同参画の推進
施策の基本的方向3 地域おこし、まちづくり、観光、環境、スポーツ等あらゆる分野における男女共同参画の推進
基本テーマB 安全・安心に暮らせる社会づくり
重点目標3 生涯を通じた健康支援
施策の基本的方向1 生涯を通じた健康の保持増進
施策の基本的方向2 妊娠・出産等に関する支援
重点目標4 誰もが安心して暮らせる環境整備
施策の基本的方向1 防災・災害復興における男女共同参画の推進
施策の基本的方向2 高齢者が暮らしやすい環境の整備
施策の基本的方向3 障がい者が暮らしやすい環境の整備
施策の基本的方向4 外国人が暮らしやすい環境の整備
施策の基本的方向5 ひとり親家庭など生活上困難な状況に置かれている人への支援
施策の基本的方向6 性の多様性を前提とした社会システムの構築
重点目標5 あらゆる暴力の根絶
施策の基本的方向1 暴力を許さない社会づくり
施策の基本的方向2 安心して相談できる体制づくり
施策の基本的方向3 様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成
基本テーマC 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり
重点目標6 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成
施策の基本的方向1 男女共同参画の理解と共感を広げる普及啓発
施策の基本的方向2 子どもの頃からの男女共同参画の推進
施策の基本的方向3 生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供
施策の基本的方向4 男性の家庭生活・地域生活への参画促進
施策の基本的方向5 国際的視野に立った男女共同参画の推進

○第2次鳥取県女性活躍推進計画

施策の方向性I やりがいを持ち活躍できる環境の整備
(1) 一人一人が能力を発揮できる環境づくり
① 女性活躍の機運醸成
② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定促進
(2) 女性の活躍の場の拡大と意欲向上
① キャリア教育等の推進
② キャリア意識の向上・スキルアップ支援
③ 非正規雇用労働者の待遇改善・正規雇用労働者への転換の促進
④ 総合的な起業支援
⑤ 女性の参画が少ない分野等への女性の参入の推進
⑥ 自営業における経営参画や農林水産業への新規就業の促進
施策の方向性II 誰もが安心して働き続けられる環境の整備
(1) 多様で柔軟な働き方を実現するための働き方改革の推進
① 多様で柔軟な働き方の導入
② 働き方の改革
(2) 働くことを希望する全ての人の就業継続支援
① 妊娠・出産・介護等による離職の防止
② 妊娠・出産等で離職した女性の再就職支援
③ 各種ハラスメントの防止
(3) 仕事も家庭も充実するワーク・ライフ・バランスの実現
① ワーク・ライフ・バランスの推進
② 男性の家事・育児、介護等への参画促進

※そのほか、参考となる資料があれば添付すること。

事業収支予算書（決算書）

団体等の名称

1 収 入

(単位：円)

区分	予算額 (決算額)	積算根拠（数量・単価等）
県補助金		
合計		

2 支 出

(単位：円)

区分	予算額 (決算額)	積算根拠（数量・単価等）
合計		

※「区分」欄には、事業の実施に直接必要となる経費（別表第3欄に掲げる経費）等を記載すること。

※間接経費（県との打合せ経費、事務用品費、電話代等）は、事業実施に直接必要となる経費の2割以内とすること。

※経費の参考となる資料（見積書等）があれば添付すること。

第 号
年 月 日

様

職氏名 印

鳥取県男女協働未来創造活動支援補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県男女協働未来創造活動支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先： ）

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「 事業」とし、その内容は、申請書記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県男女協働未来創造活動支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項及び第8条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様

住 所
申請者 氏 名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

鳥取県男女協働未来創造活動支援補助金仕入控除税額確定報告書

令和 年 月 日付第 号により交付決定のあった鳥取県男女協働未来創造活動支援補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 交付された補助金等の額の確定額

金 , 円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 , 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金 , 円

4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）

金 , 円

5 添付資料

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第4号 別紙（第10条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分		課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分	非課税仕入れ	合計
経費 の 内 訳	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○
	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○
	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○

(2) 課税売上割合 ○○%

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法